

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月10日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「経営戦略・危機管理室」を「経営戦略室」に改める。

第2条経営戦略室の事務分掌中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

（12）局の広報及び広聴の企画及び調査に関すること。

（13）局の広報及び広聴の総括に関すること。

第2条経営戦略室の事務分掌中第14号を第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

（14）局事業情報の提供に関すること。

第2条総務部の事務分掌に次の2号を加える。

（1）局の危機管理の統括及び総合調整に関すること。

（2）上下水道工事の事故防止対策に係る連絡調整に関すること。

第2条サービス推進課の事務分掌中第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。